

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

### 佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会表彰規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(欠格事由)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、県教育委員会が定める期間を経過しない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格事由)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、県教育委員会が定める期間を経過しない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。